

開発事業地球温暖化対策等指針 新旧対照表

改正後	改正前
開発事業地球温暖化対策等指針	開発事業地球温暖化対策等指針
1 総則 （１）目的 （略）	1 総則 （１）目的 （略）
（２）用語の定義 （略）	（２）用語の定義 （略）
2 開発事業に係る地球温暖化対策等 （略）	2 開発事業に係る地球温暖化対策等 （略）
（２）開発事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応 （略）	（２）開発事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応 （略）
（３）開発事業地球温暖化対策等計画書の作成等 （略）	（３）開発事業地球温暖化対策等計画書の作成等 （略）
3 雑則 （１）指導・助言等 （略）	3 雑則 （１）指導・助言等 （略）
（２）立入検査等 条例第4 1 条第 1 項の規定により、市長は、措置の実施の状況その他必要な事項について、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、計画書提出開発事業者が設置し、若しくは管理している事業所、事務所その他の場所に立ち入り調査させることができる。	（２）立入検査等 条例第3 9 条第 1 項の規定により、市長は、措置の実施の状況その他必要な事項について、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、計画書提出開発事業者が設置し、若しくは管理している事業所、事務所その他の場所に立ち入り調査させることができる。
（３）勧告・公表等 条例第4 2 条の規定により、市長は、開発事業地球温暖化対策等計画書を提出しない特定事業者などに対して、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができ、勧告に従わない場合には、条例第4 3 条の規定により、あらかじめ、意見を述べる機会を与えた上で、勧告を受けたものの氏名等を公表することができる。	（３）勧告・公表等 条例第4 0 条の規定により、市長は、開発事業地球温暖化対策等計画書を提出しない特定事業者などに対して、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができ、勧告に従わない場合には、条例第4 1 条の規定により、あらかじめ、意見を述べる機会を与えた上で、勧告を受けたものの氏名等を公表することができる。
別表 温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応を図るための措置例 （略）	別表 温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応を図るための措置例 （略）
様式 （略）	様式 （略）